

民間主導による空き家活用促進事業 募集要項

1 事業名称

民間主導による空き家活用促進事業

2 事業の目的

少子高齢化に伴い人口減少が進む現代社会において、空き家は引き続き増加することが予想されている。神戸市も例外ではなく、特に戦後の復興と共に急速に開発された山麓住宅地やニュータウンにおいて、今後、空き家が増加することも懸念されている。

このような状況において、中長期的な視点で空き家対策を進めて行くためには、行政による対策のみならず、民間市場において適切に流通する仕組みが必要である。

そのため本事業では、空き家が放置されることなく、早期の活用や市場流通等がされることを促進するため、空き家の活用・市場流通・所有者の支援等、空き家の減少や発生の未然防止などに取り組む事業者を募集・認定し、支援を行う。

3 応募できる者・支援の内容

神戸市民間主導による空き家活用促進事業実施要綱（以下、「事業実施要綱」）を参照

4 スケジュール

- | | |
|-------------|------------------|
| ①募集開始 | 令和5年7月24日（月曜） |
| ②参加申込・質問の期限 | 令和5年8月4日（金曜） |
| ③質問に対する回答 | 令和5年8月10日（木曜）※予定 |
| ④応募の期限 | 令和5年8月25日（金曜） |
| ⑤審査会 | 令和5年9月1日（金曜） |
| ⑥選定結果の通知・公表 | 令和5年9月上旬 ※予定 |
| ⑦認定 | 令和5年9月上旬 ※予定 |

5 応募方法

（1）参加申込

- ア 受付期間** 令和5年7月24日（月曜）から令和5年8月4日（金曜）
- イ 提出書類** 事業実施要綱第4条に規定する応募に必要な書類のうち、以下の書類
- ①認定申請書（様式第1号）
 - ②法人登記簿謄本または登記事項証明書の写し（発行日から3か月以内のもの）
 - ③企業概要及び空き家対策事業の実績が分かる資料
- ウ 提出方法** 事務局にEメールでPDFデータを送信（akiyaakichi@office.city.kobe.lg.jp）

(2) 質問・回答

- ア 受付期間 令和5年7月24日（月曜）から令和5年8月4日（金曜）
- イ 提出書類 質問書（様式自由）
- ウ 提出方法 事務局にEメールでPDFデータを送信（akiyaakichi@office.city.kobe.lg.jp）
- エ 回答方法 応募者すべてに対して、8月10日（木曜）を目途にEメールにより回答

(3) 応募

- ア 受付期間 令和5年7月24日（月曜）から令和5年8月25日（金曜）
- イ 提出書類 事業実施要綱第4条に規定する応募に必要な書類のうち、参加申込時に提出したものを除く以下の書類

①事業計画書（様式自由）

※事業計画書には以下の内容をすべて記載すること。

- ・事業の概要
- ・事業の実施体制
- ・地元事業者との連携の可能性
- ・本事業による支援終了後の市との連携の可能性
- ・実施する事業に関連する神戸市の状況の分析
- ・KPI（応募年度及び3か年）
- ・収支計画（5年間）

- ウ 提出方法 事務局にEメールでPDFデータを送信（akiyaakichi@office.city.kobe.lg.jp）

6 審査会

(1) 審査基準

以下の審査基準に基づき、「特に優れている（満点）」、「優れている（満点の75%）」、「普通（満点の50%）」、「やや劣っている（満点の25%）」、「劣っている（0点）」の5段階で採点する。

審査項目	ポイント	配点
有効性	空き家の活用・市場流通・所有者の支援等、空き家の減少や発生の未然防止が期待できる事業か。	28点
新規性	現に類似の事業が神戸市で展開されていないなど、新規性のある事業か。	16点
継続性	収支計画が良く検討されており、本事業による支援終了後も安定し	20点

	た継続が期待できるか。	
市場の分析	実施する事業に関連する神戸市の状況を十分に分析しているか。	12点
	神戸市内の既存事業者との効果的な連携が期待できるか。	12点
実施体制・実績	空き家対策事業の遂行能力の高さが期待できるか。	12点

(2) 選定方法

委員の点数の平均が、70点を超える応募者を点数の高い順に選定することとし、点数が同じ応募者が複数いる場合は、「有効性」の審査項目における委員の点数の平均がより高い方を優先する。

(3) 選定に係るヒアリング

審査会による審査・選定にあたっては、以下のとおりヒアリングを実施する。

ア 開催日時 令和5年9月1日（金曜）

イ 開催形式 対面形式

(4) 選定結果及び認定事業者の公表

審査会により、認定する事業者を選定したときは、速やかにその結果を応募者に通知する。また、認定した事業者名及びその事業概要を、本市ホームページにおいて公表する。

7 その他

(1) 留意事項

応募にあたっては、本募集要項のほか、「神戸市民間主導による空き家活用促進事業実施要綱」及び「神戸市民間主導による空き家活用促進事業補助金交付要綱」の記載内容を十分に確認すること。

(2) 事務局（問い合わせ先）

神戸市 建築住宅局 政策課 空家空地活用担当

所在地 〒651-0083 兵庫県神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 3階

電話番号 078-595-6736

FAX 番号 078-595-6660

Eメール akiyaakichi@office.city.kobe.lg.jp